

平安中期における阡陌地割・条里坪付法・農業の諸相

——柴山寺領大和国宇智郡河南条里を事例として——

伊 藤 寿 和

はじめに

平安期における農業の実像を我々に呈示したのは、戸田芳美¹⁾をもって嚆矢となす。条里制に基づく阡陌地割の内部においてさえ、今日の様に水田で満たされていたわけではなく、「かたあらし」と呼ばれた年荒や、畠・荒地が予想外に多かった。灌漑条件・地力などに規制されて連年耕作することができず、たとえ作付しても収穫が得られるとは限らなかった。今日とはほど遠く、かなり荒涼とした農村風景であった。

歴史学の分野では、戸田論文を受けて中世農業史の研究は大いに前進をみた。例えば、東大寺領小東庄・興福寺一乗院領池田庄などの詳細な歴史地理学的研究を行った稲垣泰彦²⁾、従来等閑視されてきた中世の畠作に新たな光を当てる作業を進めつつある木村茂光³⁾、同じく、きわめて幅広い視野を用意しつつ、水田中心の開発史の克服をめざして意欲的な分析を発表している黒田日出男⁴⁾など、枚挙に遑ない程である。これら歴史学による諸研究⁵⁾は、地理学者の批判にも十分に耐えうるものであり、その質・量ともに圧倒されんばかりである。

これに対して、歴史地理学の分野では、古代末から中世を扱う研究者の層自体がうすく、したがって研究の歩みも残念ながら歴史学に比してスローテンポであると認めざるをえない。その様な中において、古代・中世の耕地と村落に関して多くの論点を提示した高重進⁶⁾、古代・中世の開発・農業・村落に関する一連の精力的な研究を発表している金田章裕⁷⁾、中世の村落構造の解明を進めている吉田敏弘⁸⁾、そして、中世をも見通した上で新たな条里制研究をめざす服部

昌之⁹⁾などの優れた研究があり、本稿においても学ぶべき点が多い。

今後は、歴史学からも多くを学びつつ、条里制に基づく阡陌地割内部とその周辺地域をも含めて、詳細な開発・農業の様相が判明する事例研究をさらに増加させねばならない。

本稿においては、大和国柴山寺領を事例として、平安中期の開発とそれに関わる阡陌地割・条里坪付法・農業の諸問題について、開発の主体である大和国衙・柴山寺・農民に留意して検討を加える。柴山寺領を事例とするのは、以下の理由による。まず、戸田¹⁰⁾が「かたあらし」農法を見出し、坂本賞三¹⁰⁾が王朝国家体制に特有の税制とする「免除領田制」を提唱したのが、他ならぬ柴山寺文書であること。そして、現在広く認められている戸田・坂本の説が現地調査に基づいたものではなく、文書の上での机上の論であり、その意味からも詳細な歴史地理学的研究の必要があること。さらに、最近の岡田隆夫¹¹⁾による宇智郡条里の復原・柴山寺文書の史料批判¹²⁾など一連の研究により、柴山寺領研究の水準が大きく上がったことなどによる。

I 史料について

紀伊国との国境近く、吉野川の北岸に位置する柴山寺¹³⁾は、武智麻呂を祖とする南家藤原氏の氏寺として栄えた古刹である。寺には990年より1059年まで、16通もの「大和国柴山寺牒」と称される文書とその写しが残されている。70年間もの長きにわたって庄田畠の現作状況を追跡しうるなど、平安中期の諸問題を検討するに耐えうる文書群の白眉といえよう。ただし、寺僧による文書の改作・追筆が少なからず存在する。

岡田論文に学びつつ、全面的な史料批判がなされねばならないことは、多言を要さない。

「大和国栄山寺牒」（以下、牒と略記する）は、すべて『平安遺文』および『五条市史』に収録されている。『平安遺文』を基本とし、文書の体裁をより良く取り入れている『五条市史』を参照して、やや長きにわたるが、行論に必要な個所を寛弘6年（1009）¹⁴⁾の牒より摘記し、以下の検討に入りたい。

（裏）
「下田所□」

④『件寺所愁度々官省符田^{（冊カ）}□二町二段五十歩内、馬上帳見作廿八町九段二百廿歩
畠四段

勘大判官代安辺（花押）
目代左衛門医師引田
散位中原朝臣』（花押）

栄山寺謹牒 当国衙

請被任度々官符并民部省勘文等、依例判免寺家所領田畠状

字智郡

（中略）

河南三条五里三坪八段「不」

十坪九段「不」

同条里々外北辺一坪五段「不」

二坪八段「作二反」

同坪東辺一段百八十歩「作一反」

同坪北辺垣内二段「不」

十一坪一町「作六反」

十二坪六段「不」

同坪西辺瓮□三百歩「作百八十歩」

十四坪三段「不」

十五坪垣内二段「不巳」

同南谷田一段百廿歩「不巳」

同条里東辺一里許行山中田四段「作巳」

同坪北辺池三段「作巳」

同坪池尻一段百廿歩「作百廿歩」

同池北谷田二段三百歩「作二反治」

蓮田一段「作巳」

染田二百卅歩「作百八十歩」

平井田三百歩「作巳」

興田二段「作巳」

延田二段「作巳」

同条六田原里廿五坪二段「作巳」

廿六坪一町「作巳」

廿七坪一町一段「作巳」

廿八坪一町三百歩「作一町二百卅歩」

廿九坪六段百歩「作巳」

卅藪池尻并四段百八十歩「作巳」

卅一坪一町「作五反」

（中略）

牒、件領田本願贈太政大臣正一位藤原朝臣武智麻呂公施入、厥後男右大臣豊成卿、申請官符、為不輪租田領掌、隨代々国宰承知之、仍注坪牒進如件、羨早任坪付、被対檢田図、永省収公防、兼被判免、仍勒牒状、謹牒、

寛弘六年十二月廿日

別当阿闍梨「康静」 都維那「遍慶」

權別当大法師「正円」

上座法師

寺主法師「春満」

⑤「判、件寺所愁官省符田内、見作式拾捌町玖段式百式拾歩^{之内畠}_{西段}、任勘状可免租税、於遺荒田者、任官省符坪付、隨開発、同可免除之、

守藤原朝臣（草名）」

牒は数年間隔で残存する。それが国司の交替に対応するものであり、新任の国司に寺領の租税免除を申請したものであることは、すでに逸早く福山敏男が指摘している。¹⁵⁾ 栄山寺が大和国衙に提出した牒を、国司はいったん田所に下し、太政官符・民部省符・国図・民部省図との勘合を命じる。そして、その年の馬上帳（検田帳）に基づく朱勘を経た後に、国司は現作田に限り租税の免判を下した。

牒の提出から国衙田所の朱勘を経て国司の免判にいたるプロセスを詳細に解明した坂本は、10世紀初頭から始まる王朝国家体制に特有の租税免除システムと位置付けた上で、免除領田制と名付けた。

上記の寛弘6年（1009）の牒を例にとれば、

河南3条5里3坪8段は、栄山寺領の租税免除申請の坪付と地積である。朱筆小字の『不』は国衙田所の朱勘であり、この年の馬上帳により8段すべてが不作であったことを示している。牒の袖に朱筆された④の部分¹⁷⁾は、これら田所朱勘の総計に他ならない。以上の確認作業を経た後に、新任の大和守藤原輔尹は現作田28町9反220歩に限り、租税の免判を下したのである。

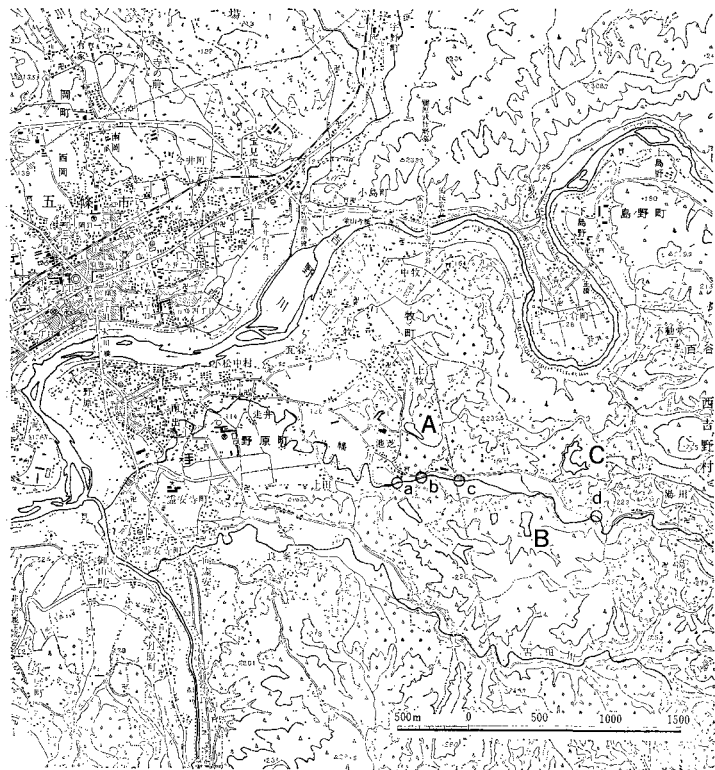
Ⅱ 河南条里における開発・阡陌地割・条里坪付法・農業

天元3年(980)の太政官符案・正暦5年(994)¹⁶⁾の牒を参考にして栄山寺領を地域ごとに大別すれば、表1の如くである。

まず、吉野川北岸の宇智川以東の栄山寺周辺に存在したのが阿陶郷鵜野村の庄田であり、墓

表1 栄山寺領の構成

郡名	領域名	田畠の面積	郷村名	史料
宇智郡	墓山地 280町	2町3反	阿陶郷鵜野村	平318・号2巻
	西新開 27町6反	3町9反130歩	賀美郷下堤村	
	高栗栖牧 30町	6町5反	那賀郷布師村	
		1町5反	阿陶郷(阿陶条)	平359・号2巻
十市郡		3町6反	十市郡(西郷)	
広瀬郡		6反260歩	広瀬郡(北郷)	



- a 下ノ井手
- b 中ノ井手
- c 上ノ井手
- d 大ノ井手
- A 菖蒲谷池
- B 奥ノ谷池
- C 樋ノ口池

図1 栄山寺とその周辺地域

山地 280 町の内に存在した。次いで、宇智川以西の庄田が西新開田として把握されていた。本稿で詳細に検討を加える河南条里は、文字どおり栄山寺の対岸、吉野川の南に位置した。980 年の時点では高栗栖牧地とされ、水田の面積も 6 町 5 反と最も広く、重要な庄田であった。阿陶条の庄田は栄山寺の北東約 3 km に位置した。十市郡・広瀬郡の庄田は、大和盆地の中央部に存在した畠を中心とする耕地群であった。特に、十市郡の庄田畠の位置・地目・現作状況等については、すでに木村¹⁸⁾・金田¹⁹⁾が検討を加えている。

この様に、栄山寺領の庄田畠は 5 地域に散在していた。以下においては、天元 3 年 (980) の時点で最大の面積を有した河南条里の耕地群を事例として、検討を進めてゆく。

1. 河南条里の復原

先に長々と示した寛弘 6 年 (1009) の牒によれば、吉野川の南岸に存在した栄山寺領は、河南 3 条 5 里・同条里々外北辺・同条里々外東辺 1 里許行・同条 6 里の 4 つに分けることができ

る。まず河南 3 条 5 里・6 里を図上復原し、その上で各耕地群を現地比定しなければならない。²⁰⁾

宇智郡の条里に関しては、岡田の復原図が検討に耐えうる唯一のものである。下津道と平城京の南京極をタテ・ヨコの基準として設定された盆地中央部の諸郡の条里坪付法と異なり、宇智郡の阡陌地割・条里坪付法は非常に複雑である。特に、吉野川以北の地域では、河南 3 条 5 里の如くに数詞条を用いず、佐味条・重坂条・近内条・郡条などの固有名詞を使用する。整然とした坪付法をとる河南条里に比して、統一性は何ら見出しえない。あるいは、阡陌地割の施行・条里坪付法の整備自体も時期的にやや下るのではあるまいか。

河南条里に相当する吉野川以南の阡陌地割に関しては、岡田の復原図で大過ない。吉野川が形成した数段の河岸段丘の内、最も広くならかな第 3 段丘面上に阡陌地割が遺存する。方位は北よりやや西に振れている。阡陌地割が残存するのは、南から五条市丹原町・霊安寺町・野原町・牧町である。坪の内部は長地型より半折

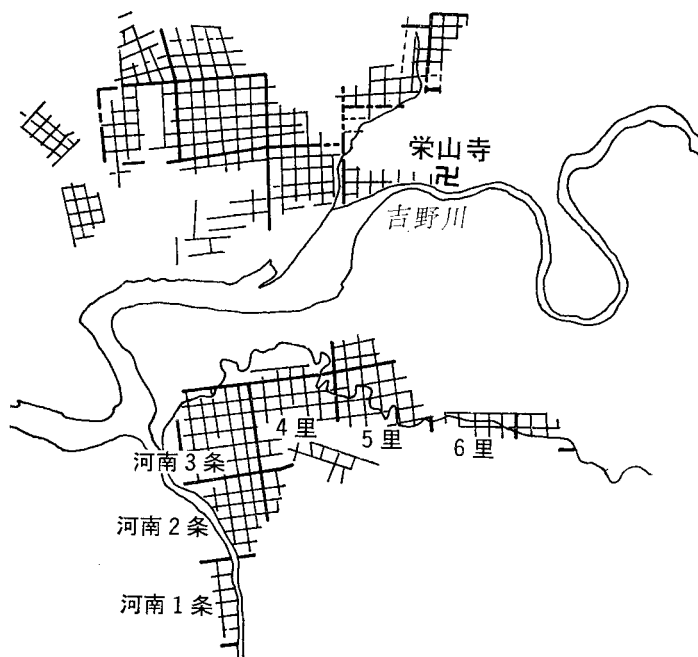


図 2 宇智郡の条里復原図 (岡田原図、一部加筆)

型に近いものが多い。

この阡陌地割に対応する河南条里の坪付法を復原する資料としては、すでに岡田が指摘する様に、野原町に「三宅二ノ坪」・「三宅九ノ坪」の小字名が存在する。河南条里は1条から3条まで存在したことが史料の上で確認できる。しかも、3条は6里まであり「田原里」と呼ばれていた。以上を総合して、岡田は図2を作製した。すなわち、条は南から北に1条から3条を数え、里は西から東へと数え進む。北西の角に始まり、東行して折り返す千鳥式の坪並を有する。

筆者もこの復原図では良いと考える。靈安寺町に「一条」・「市条」・「市条道端」の小字名が存在することを付け足すのみである。

2. 各耕地群の比定・検討

a. 河南3条5里

野原町の東部に位置し、今日では南に上田の集落、東に池芝の集落が存在する。河南3条5里の東部は第1段および第2段の段丘崖に接しており、その比高は約30mを測る。「東山」と称される東部の丘陵とは、この段丘崖によって明瞭に画されている。南部においても同様に、「伊木山」と称される低い丘陵によって画されている。

河南3条5里のほぼ中央部を、東南から北西方向へと八幡川が流れ下る。平安期に「湯河」と呼ばれたこの川は、「シマ」と地元の人々が称する広い段丘面上で曲流をくり返しながらか、数mの深い小河谷を刻みこむ。

同じ段丘面上でありながら、八幡川の北東域と南西域とでは阡陌地割に違いが見られる。南西部の阡陌地割は正方位より西に振れ(N10°W)、坪内部は半折型に近いものが多い。それに対し、北東域はより大きく西に振れ(N13°W)、坪内部も長地型・半折型のいずれとも決しがたいものが多い。

岡田は大縮尺の耕地図を別に作製し、太い破線で里界線ならびに坪界線を、直線で引いている。発掘調査等による考古学的知見が何ひとつ

得られていない今日、定規を用いて地図上に直線を引くことをさげ、「現地表面に残る地割に限る」という括弧を付した上で、曲線のままで界線を引くことにしたい。

河南3条5里は「灰焼里」とも呼ばれた。特に注意しておかねばならないのは、先に示した三宅二ノ坪・三宅九ノ坪を始めとして、すべての小字名に「三宅」が冠せられている点である。この地域のミヤケ地名に関しては、すでに千田稔が宇智郡家との関連で、またミヤケの地理的実態の面で検討を加えている。史料の上では、保元3年(1158)の官宣旨案で宇野・今井と並んで三宅が記されている。この三宅が河南条里の耕地群を指していることは明白である。平安期のミヤケ地名が判明する貴重な事例である。その後も史料の上で確認できる。1459年の売券では「河南庄之内三宅」、1515年には「野原郷之内三宅」、1585年には「野原郷河南之庄三宅台」と見える。

この様に、ミヤケ地名が広範囲に残り、阡陌地割もほぼ正方位を指向している。宇智郡内では、吉野川以北の他の地域よりも古く、かつ整然と開発されたと思われる。そして、このミヤケ起源の阡陌地割に対して、河南3条5里1坪の如き数詞条による条里坪付法が、校班田図の整備と相前後して、奈良時代の中期に整備されたと考えられる。

したがって、河南3条5里の耕地群は栄山寺の主導の下に開発されたとはもとより考えがたく、公田が多く存在していたものと想定される。

これに対して、栄山寺は何らかの手段を構じて領有権を手中にしたものとみえる。永祚2年(990)から寛弘3年(1006)までの牒では全く申請していないのに対し、寛弘6年(1009)に八幡川北岸の3坪8反と10坪9反を初めて申請する。具体的には、長保5年(1003)の解によって申請し認められた、武智麻呂の墓守僞丁の功稻田である。両坪は以後毎回免除申請され、庄田を周辺地域に拡大させてゆく拠点となる。断続的に1坪・2坪・16坪・17坪・19坪も申請されるに至る。これらはすべて八幡川の北

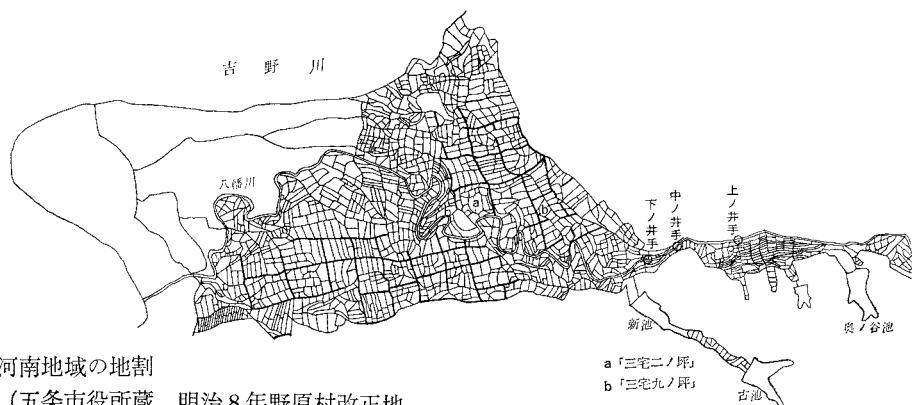


図3 河南地域の地割
(五条市役所蔵 明治8年野原村改正地
図による。北西域は省略、地名を加筆)

東域に当る。

b. 河南3条5里々外北辺

図2・図3で明らかなように、河南3条5里の北域に、南北に3町分、東西に4町分の計12坪前後の阡陌地割が存在する。南に位置する5里の地割よりもゆるやかな曲線を描いている。5里の地割坪界線を基準として、北に延長して地割の施行がなされたとみて良い。

「里外北辺」と称されたこの地域が、地形的な支障が全く存在しないにもかかわらず、なぜ5里と同時期に開発されなかったのか。さらに、どの時点でいかに開発されたのかを問わねばならない。

まず、前者に関しては、天元3年(980)の太政官符案の記載に注目したい。

(前略)

一 高栗栖牧地参拾町

在同郡那賀郷河南三条五灰焼里北辺布師村

四至 東限千智川 南限公田口湯川
西限吉野川 北限吉野川

水田陸町伍段自余山

河南三条五里北辺一坪五段

(後略)

これによれば、河南3条5里の北域にかつて「高栗栖牧」が存在していたこと、いつの時期にか牧が廃止され牧地が新たに開発されて阡陌地割が施行されたこと、そして、河南3条5里とは異なる「河南3条5里(々外)北辺1坪」という条里坪付法が新たに整備されたことなど

が判明する。

現在でも、この地域は五条市牧町に当り、上牧・中牧・下牧の各集落が存在すると共に、「牧代原」・「牧代」・「馬橋」・「牧屋坊」などの関連する小字名が存在する。

『延喜式』巻48・左右馬寮には、大和国として「饗栗栖庄一処。地^{十五町}栗林^{一町}。」と記す。庄名³²⁾については「興栗栖庄」に作る刊本も存在する。両者と天元3年官符案の高栗栖牧が、同一の牧を指すと考えて大過あるまい、したがって、『延喜式』が編まれた10世紀の前半においては、里外北辺のこの地に高栗栖牧が確かに存在していたこと、左右馬寮の領有下にあったことが判明する。庄一処と記されているが内容はただ単に地十五町とあり、京南庄のように墾田と特に記載していない点からも、未だ牧地として多少なりとも機能していたと考えられる³³⁾。牧地の周辺には、牧の名の起こりとも考えられる栗林³⁴⁾一町が存在していたのである。今日も「栗坪」の小字名として残る。

さらに、高栗栖牧に関連する重要史料を次に示す。

(前欠)

一 牧裏事

右、依去八月三日大風雨、河水高漲、河辺竹葉被漂仆埋、但以外竹原并野山之草甚好盛、

一 牧子六人^{長五八人}事 (中略)

一 給衣服而欲令仕奉事 (中略)

以前事条、具録如件、仍謹請裁、以謹解、

天平勝宝六年十一月十一日

知牧事擬少領外従八位下吉野百島

これは正倉院文書の中に残る、奈良期の牧の具体的な経営状況を示す唯一の史料である。天平勝宝6年(754)のこの史料では、首部が欠けているために牧の名は明らかでない³⁵⁾。

以下に述べる2つの理由により、高栗栖牧に関するものであると考えたい。第1は、牧裏事として記す牧周辺の状況である。すなわち、牧のすぐ横を川が流れていた。そして、河辺に生えていた竹は、川の水面の上昇によって「竹葉被漂仆埋」った。周辺の竹原・野山には全く影響はなく、草が良く生えていた。これら一連の状況こそ、北を吉野川が流れ下り、東と南を低い洪積丘陵で画された段丘面上に位置する高栗栖牧にふさわしい。第2に、史料を作成したこの牧の知牧事であり、かつ擬少領と郡司でもあった吉野百島の存在である。宇智郡の東南は、吉野氏の本拠地である吉野郡に接する。吉野百島が郡司となっている点からも他国とは考えがたく、吉野郡に隣接する宇智郡の郡司こそふさわしい。

以上の考案が正しいものであるならば、高栗栖牧はどの時点まで遡りうるのであろうか。諸国に牧地を定めて牛馬を放ったと記す『続日本紀』の文武4年(700)の記事がまず参考となる。高栗栖牧はおそくともこの時点までに整備されて、大和国の添上団・高市団の両軍団に馬を供給したものであろう。史料に牧子6人とある。令の規定どおりであれば、300疋の馬が放牧されていたことになる。

これまで縷々述べてきた如く、河南3条5里の里外北辺に高栗栖牧が存在していた以上、この地域の開発は牧の停廃以後と³⁶⁾考えて良い。延喜の段階では未だ牧としての機能を存続させていたようであり、河南3条5里の公田とは柵などで画されていたと³⁷⁾考えておかねばならない。天元3年(980)にはすでに牧は廃止され、6町5反の水田が拓かれて「布師村」と称されていた。したがって、高栗栖牧は10世紀の中期以降

に停廃されて左右馬寮の手をはなれ、何らかの理由により榮山寺の領有に帰した。相前後して、牧地は水田として拓かれていったと想定して大過ない。

高栗栖牧が開発されるに際しては、南接する河南3条5里の地割界線を北に延長する方法で、³⁸⁾阡陌地割が新たに施行されたと考えて良からう。河南3条5里の北東域を灌漑している「下ノ井手」と「中ノ井手」の用水路を共に延長する方法で、用水は八幡川から取り入れたものと想定される。特に、中ノ井手の用水路は段丘崖下をめぐっており、下ノ井手以上に重要であったと考えられる。それゆえに、新たに榮山寺領の庄田となった耕地群ではあるが、吉野川に近く水はけが良すぎ、用水の面でも河南3条5里の余水をもらいうける形でしか存在しえなかった点に弱点が存在した。

阡陌地割および用水の開発主体については、左右馬寮を代表とする王朝国家・大和国衙によるとみるか、榮山寺の主導によるとみるか³⁹⁾は暫く措くとしても、現実の開発に従事したのは、2坪北辺垣内と15坪垣内に生活・生産の拠点を⁴⁰⁾もとめた農民であったと考えられる。

それでは、10世紀後半に下って開発され、阡陌地割が新たに施行されたこの地域に対して、大和国衙はいかにして条里坪付を付し、租税の徴収・支配の確立を図ったのか。

図4に筆者の想定する坪付の復原図を示す。結論を先に述べれば、わずか10数坪の阡陌地割に対して国衙は新たに河南4条を設けることはせず、河南3条5里々外北辺として位置付け、坪付を付すにとどめた。1坪から始まり36坪で終わる完結した坪付を付す必要はなく、阡陌地割が施行された耕地域にのみ坪付を付したと考えたい。以上のように想定するのは、第1に里外北辺に10数坪の阡陌地割が存在すること、第2にそれに対応して牒の上でも1坪から16坪までが記されているのに対して、後半の坪は全く出てこないこと、などの理由による。

北西の1坪から始まり東行して折り返えす千鳥式である点は河南3条5里と同様である。け

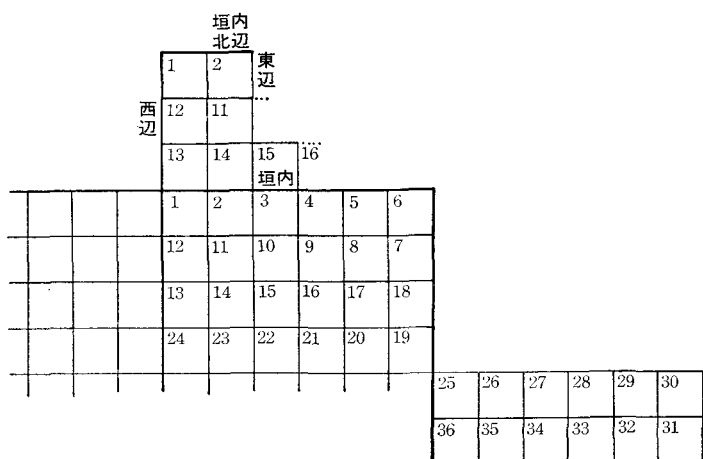


図4 河南3条5里・里外北辺の坪付復原図

れども、3坪はこの時期には未だ開発されていなかったと考えられる。牒の申請には、2坪と並んで同坪東辺1反180歩・同坪北辺垣内2反と記されている。この「東辺」・「北辺」は、開発されて正規の阡陌地割が施行された以外の耕地を指していると考えねばならない。⁴⁰⁾地積もそれぞれ1反180歩・2反と少ない。先述したように、高栗栖牧を河南3条5里々外北辺と称したのと同例である。⁴¹⁾12坪にも「西辺」の表記がみられる。すなわち、10世紀後半に開発が進んで新たに阡陌地割が施行され、坪付が付されたのは1坪・2坪・11坪・12坪・13坪・14坪・15坪・16坪の8か坪であった。⁴²⁾以上、一案として示しておく。

復原された坪付はきわめて不完全なものであり、従来の条・里坪を伴う整然とした条里坪付法とは異質のものであった。坪付を付すと共に、国衙支配権確立の基礎作業として、田図も新たに作製されたと想定しておかねばなるまい。

c. 河南3条5里々外東辺1里許行

里外東辺と記されている点から、もとより正規の河南3条5里内とは考えがたい。河南3条5里の里外東辺であり、かつ1里許行と記された耕地群はどこに比定できるのか。

牒の表記の上ではあくまで1里許行であるから、正確に東方1里のところと解する必要はない。河南3条5里の里外であり、東方に少し距

離をおいた耕地群と考えて良い。さらに、牒によれば「池内」・「池心」・「池尻」・「池北谷田」など、池に関連する地名が多い。地名の記載順を検討すれば、南に灌漑用の溜池が存在し、谷に沿って用水路を北に掘り下り、これによって田畠を拓いていったと想定できる。

以上の諸条件をみたすのは、現在の上牧の集落の東に位置する「菖蒲谷」である。⁴³⁾図1では、上牧の文字が記されている狭隘な谷に当る。谷の上流部には「菖蒲谷池」と呼ばれる谷池が現存する。牒には池の名は記されていないが、現存の菖蒲谷池に相当すると考えて大過ない。今日でも池より用水を引き、菖蒲谷には小地積の水田が存在する。

天元3年(980)の太政官符案を検討すれば、河南3条5里々外東辺1里許行と記された今日の菖蒲谷の耕地群もまた、かつては高栗栖牧に含まれていたことが判明する。したがって、菖蒲谷も牧の停廃後に開発がなされたと考えねばならない。

開発の具体的な状況を、永祚2年(990)の牒により検討したい。

(前略)

「官符一反百廿歩」「荒」池尻一段百六十歩
「作二段」「官符合」「作一反半」同池北へ二段

「官符合」「作」池心三段

河南三条五里内勝幸垣内二段□□「字蓮島」「不注作馬上帳」

「官符合」 「字染畠」 「官符合」 「常荒」 「作」 「□□作」
加鎮垣内一段□□歩染田 興田二段六十歩
「不注作」

「官符合、□□作」 「官符合」 「荒」
延田一段百八十歩「常荒」 松前并南田一段「荒」
六十歩

「官符合」 「荒」 已上是等田、馬上前山河南
平井田三百歩 所々勘出田六段百廿歩者也

「官符」
河南三条五里一里許行山中田
「作」

(後略)

この牒は、他の年度の牒に比して記載の順序がまちまちであり、内容の誤まりも存在する。史料批判を経た上で、次の事実が明らかとなる。

まず、「加鎮垣内」から「平井田」にいたる6反120歩の田畠は、栄山寺が新たに勘出した耕地群であった。まさに、開発の最前線であったと云えよう。それらは菖蒲谷池の北岸に接していたと想定される池尻・同池北へ(谷田)・勝幸垣内(蓮田)などの第1次の開発と考えられる耕地群ではなく、さらに谷を北へ下った延長部に当る。地積は最大でも3反であり、いずれも小耕地片の集合体であった。また、荒もしくは不注作の朱注が多い。

次いで、より注目したいのは2つの垣内地名である。「勝幸垣内」・「加鎮垣内」はともに1反の地積を有する。一旦はそれぞれ「蓮田」・「染田」と記されながらも、わざわざ消された上で「蓮畠」・「染畠」と注し直されている。両垣内は、より私有性の強い畠として拓かれ、開発主体である農民らの生活・生産の拠点をなしていた。自らの開発の拠点である垣内に、豊作を祈るかのように「勝幸」・「加鎮」の如き嘉名の仮名⁴⁷⁾を付したと考えられよう。しかし、栄山寺の勘出はこの地にも及び、畠を地目とするより私有性の強い垣内の存在を許すものではなかった。牒の上では両垣内はその後一切記載されず、ただ単に蓮田・染田と記されるのみである。

栄山寺領全体においては、垣内の表記は7地域の事例を数えるが、1025年を境として、ほぼ完全に牒の上から姿を消す。栄山寺の強い意志の下、農民的な地目である畠が、領主的な地目である水田へと組みこまれてゆく。

この様に、かつて高栗栖牧に属した菖蒲谷は、

牧の廃止にとまって10世紀後半に開発された。開発の主体は、栄山寺から「土人」と称された農民層である。彼らは用水確保のために上流部にまず菖蒲谷池を築いた。谷の最上流部に「山中田」を、そして池に接して南側に「池内」・「池心」を、池の北側下流に「池尻」・「同池北(へ)谷田」の水田を拓いていった。その一方で、それらの耕地群の北に接して、自らの開発の拠点であり、日々の生活・生産の拠点でもある垣内を形成し、嘉名的な仮名と考えられる垣内名を付した。そして、さらに下流に向って「平井田」・「興田」・「延田」・「松前并南田」・「中野田」の各田畠を拓き下ろしていったと考えられる。

大和国衙は、菖蒲谷の耕地群に対しても、支配権を確立し租税を徴収するために、検田使・収納使を派遣した。谷幅がせまく阡陌地割が施行されなかった中小の不整形な耕地片の集合体に対し、国衙は新たに坪付を付すことはしなかった。既存の河南3条5里を基準として、里外東辺1里許行としての位置付けを与えた。栄山寺の勘出に対応した形で、蓮田・染田の如き小字地名を表記として採用した。寛仁1年(1017)の牒⁴⁸⁾には、「同池北圭谷六段」の田所の朱注に『図注寺、官符合』・『作3反』とある。この朱注を信ずる限り、菖蒲谷の耕地群に関しても、田図が新たに作製されたと想定しておかねばならない。

d. 河南3条6里

河南3条6里は「田原里」とも併記されており、「田原代」と今日呼ばれる東西に細長い小盆地に比定しうる。八幡川が盆地内を東南から北西へと流れ、耕地群を南北に2分する。牒では、河南3条6里25坪から33坪までの9か坪が記されている。33坪は長和2年(1013)にのみ1反申請されるが、不作為と朱注されている。したがって、実質的には32坪までの8か坪と考えて良い。

河南3条6里の耕地群が栄山寺の領有に帰したのは、延長2年(924)のことである。僧観軌が「以先祖治田、永修理料、施入氏伽藍栄山寺

者」と称して施入したものである。氏伽藍栄山寺と自ら称している如く、南家藤原氏出身の僧と考⁵⁰⁾えて⁵¹⁾良い。

盆地内では八幡川が最も低い所を流れており、灌漑用水としてそのままでは利用できない。八幡川より南の地域は、南麓に2つの谷池を築き、全面的に依存している。特に、「奥ノ谷池（南ノ池）」と称される東側の谷池は、古代に築造された可能性を想定しておかねばならない。⁵²⁾八幡川より北の地域は、さらに上流の盆地東端に「大ノ井手」⁵³⁾を設けて引水し、不足分を北東の「樋ノ口池（北ノ池）」に依っている。牒では、30坪は「藪池内尻」と併記されている。これに相当する谷池は現存していない。

河南3条6里の耕地群に関しては、次の2点に検討を加えておかねばならない。

まず、従来全く注目されなかった、この地に本居を構えていたとも考えられる桜島氏の存在についてである。盆地最西端の25坪に、桜島氏の「河辺宅」がかつて存在した。かつて存在したと特に記したのは、天元5年(982)4月5日⁵⁴⁾に5間2面の板屋が焼亡した。5年後の寛和3年(987)には、その家地2反が売買されている。⁵⁵⁾売券の四至によれば、東に公田と（治）田、南に中垣と山地、西に神通寺田、そして北に湯河が存在した。桜島氏の河辺宅は、25坪のはぼ中央を流れる八幡川の南岸に、文字どおりの河辺に存在していた。「上ノ井手」からの用水を押える位置に当る。桜島氏は、河南3条5里2坪にも2反の家地を有していた。

管見の範囲では、神護景雲3年(769)に大和国添上郡の人、正八位下横度春山に桜島連の氏姓を賜ったのを初見とする。奈良期は他の例を見ない。平安期には、先に述べた宇智郡の桜島氏と共に、紀伊国名草郡・大和国葛下郡にも存在が推定できる。⁵⁶⁾⁵⁷⁾⁵⁸⁾

宇智郡の桜島氏については、河辺宅を所有していた桜島近景、子の桜島拳本、そして家地を買得した一族の桜島滋枝の名が確認できる。さらに、売券には保証刀称として出羽掾桜島某と藤原光明の名が見える。桜島氏は鎌倉期にもこ

の地で一族が蟠居していたものとみえ、建保7年(1219)の売券⁵⁹⁾にも桜島姉子・桜島三子の両名が確認できる。

以上の様に、桜島氏は河南3条5里2坪と6里25坪にそれぞれ2反の家地を所有し、5間2面の板屋2宇が焼亡前には建っていた。他の桜島氏一族の存在をも考え合わせるならば、栄山寺の檀越である南家藤原氏の一族と共に、宇智郡の桜島氏をこの地域の開発主体としても評価しておかねばならない。

次に、寛弘6年(1009)の牒を初見として現われる、ひと坪1町以上の地積を有する事例(超一町坪⁶⁰⁾)に注目したい。河南3条6里26坪・27坪・28坪に集中的に現われる。最大は長和2年(1013)の牒での27坪の1町2反200歩である。これに対し、国衙田所は現作1町2反120歩の朱注を付している。本来は存在するはずのない「超一町坪」を公認していたと考えねばならない。

ひと坪1町以上の申請がなされたのは、寛弘6年(1009)は28坪、長和2年(1013)は26坪・27坪・28坪、寛仁1年(1017)は27坪・28坪、万寿2年(1025)は27坪であり、わずかに4か年にすぎない。これら7例すべてに対し、田所はひと坪1町以上の現作を認めている。

栄山寺においては、聖円(正円)が権別当から別当となって活躍していた時期に当る。国司の大半が檀越である南家藤原氏の人々で占められるという状況を利用して、聖円ら栄山寺側が積極的にひと坪1町以上の地積を申請したものと考えておきたい。逆に、大和国衙にとっては、⁶¹⁾検田・収納がスムーズに行われ、最終的に租税・臨時雑役の徴収が確実になされるのであれば、ひと坪が1町である原則にもあえてこだわる必要はなかったと考えられる。

条里制研究においての、「超一町坪」の他地域での事例の存在およびその意義については、別に稿を改めて詳述しなければならないが、ここでは大まかな見通しだけは得ておきたい。

他地域での「超一町坪」の事例は、管見の限⁶²⁾りでは、天平宝字1年(757)の越前国司解を初

見とする。奈良期では史料上の制約もあり、越前国の3例のみである。特に、天平神護2年(766)の越前国司等解では、1町282歩を最大として、「超一町坪」が1つの里に10例も存在する。

著名な庄園の例としては、伊勢国大國庄・丹波国大山庄・山城国東九条領・大和国標庄などでも見出しうる。さらに、東大寺領因幡国高庭庄に至っては、2町2反21歩もの地積を有するものや、1町7反72歩もの地積を有する事例が散見される。史料の上からは、国司・郡司にも公認されていたと考えざるをえない。はたしてどのような基準で条里坪付法が整備されていたのか、全く成案を得ていない。

応徳1年(1084)に、観世音寺が筑前国衙の検田に対抗して提出した牒の文言として、「満町之坪内、豈有勘出田乎、而今検田書生郡司等、件坪之内、或三段余、或一段半、十四箇坪内所勘出也、抑云田坪々相並、仟陌直亘、无曲入之坪」とも、「而今郡司書生等、破四至入勘、恣立図里所勘出也」とも記す。

ここでは、奈良・平安期を通じて事例が存在すること、地域的にも大和・越前・伊勢・因幡・丹波・近江・河内・紀伊・遠江・山城・下総・筑前と広く現われること、国司・郡司をはじめとして国家も公認していたこと、そして、現実に幅広の阡陌地割の存在が想定され、その一方で上記の筑前の例に見る如き人為的につくり出

された事例も存在したこと等を述べるに留めておきたい。

II 各耕地群の現作状況

河南条里の各耕地群の現作状況を検討する。すでに、ひと坪ごとの詳細な分析を戸田がおこなっている。宇智郡・十市郡に属する35の坪を事例として、平安期における「かたあらし」と呼ばれた連年耕作不可能な耕地の存在をみごとに指摘・究明した。

開発時期・開発主体・灌漑条件そして立地条件がそれぞれ異なる河南条里の4つの耕地群に関して、ひと坪ではなく、一定の広がり・まとまりをもった耕地群として再検討したい。

立地条件・灌漑条件を主な指標として分けるならば、吉野川の河岸段丘面上に位置して八幡川から引水する河南3条5里・里外北辺の耕地群、狹隘な菖蒲谷に位置して菖蒲谷池から引水する里外東辺の耕地群、そして両者の中間型として田原代の小盆地に位置して谷池・河川双方から引水する河南3条6里の耕地群となる。

まず、耕地群ごとに栄山寺の免除領田申請面積の推移を図5に示す。租税免除をより多く申請するために、栄山寺による積極的な文書の改作・追筆を少なからず見出しうる。できうる限り正しい数値に近付けている。

長徳4年(998)にも牒が作成・提出されたものと推定されるが現存していない。また、長元

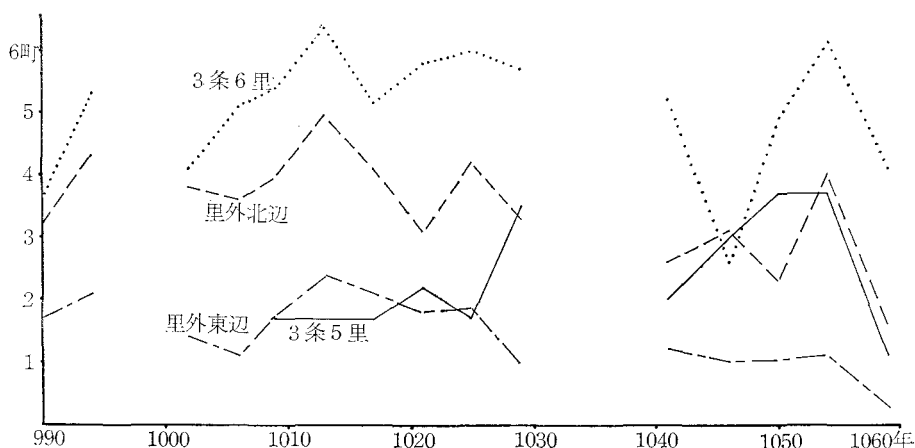


図5 栄山寺の申請面積の推移

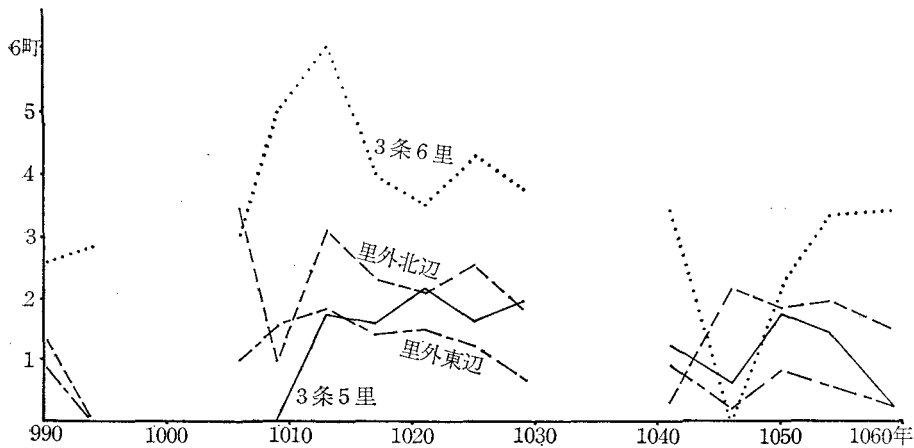


図6 馬上帳の現作田数の推移

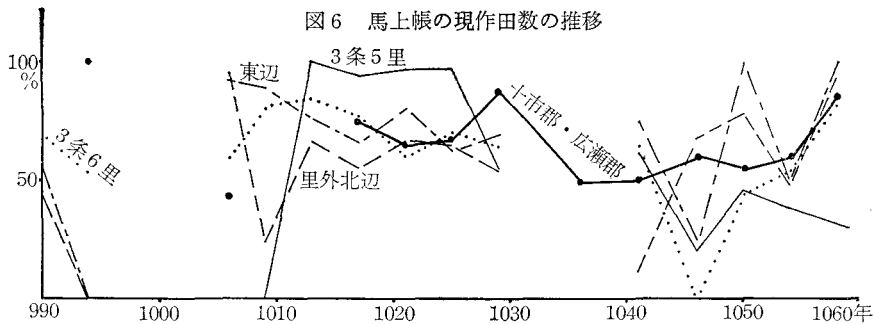


図7 各耕地群の得田率の推移

9年(1036)の牒は前半部が欠けており、図上に示しえない。

図を読む限りでは、栄山寺が一方的に申請面積の増大を試みていたとは考えがたい。牒の「見作坪々注進」の文言をいちがいには否定することはできない。申請面積は栄山寺領をすべて書き上げたものではなく、栄山寺が把握していた現作田数である可能性が高い。ただし、16通の牒すべてがそれによって記載されているかどうか、断定はできない。

次に、検田使による馬上帳(検田帳)に基づく国衙田所の朱注面積の推移を図6に示す。牒によっては朱注を付さないものも存在する。

朱注の面積は、収穫可能な現作田の面積を意味していると考えたい。栄山寺の申請面積は春に作付がなされた庄田畠という意味での現作田の面積であり、馬上帳の面積は夏以降の時点で検田使が入勘して田の頭に臨み、ほぼ確実に収穫がみこめる庄田畠という意味での現作田の面積であると考えておきたい。すなわち、春に作

付のなされた現作田のうち、秋に収穫がみこめる栄山寺領の庄田畠に限り、租税の免除が認められたと考えたいわけである。先に示した「見作坪々注進」と共に記された「仍不論荒熟坪々注坪付、牒送如件」の文言を、そのような流れの中で理解しておきたい。

さらに、馬上帳の現作田の面積を、栄山寺の申請面積で割った数値を図7に示す。上述したように、栄山寺領の庄田畠に対する現作田数ではなく、作付面積に対する収穫可能田数と考えられることから、現作率と表記することはもとより正確ではなく、ここでは得田率(収穫率)と表記する。

以上の3図の検討により、各耕地群の特徴を述べる。全体的に見れば、各耕地群ともに得田率の変動が非常に大きく、今日のような安定した経営状況は全く想定しがたい。特に、河南3条5里の耕地群は、1009年の得田率0%から100%へと、申請面積は一定であるにもかかわらず、変動幅がきわめて大きい。1009年は河川

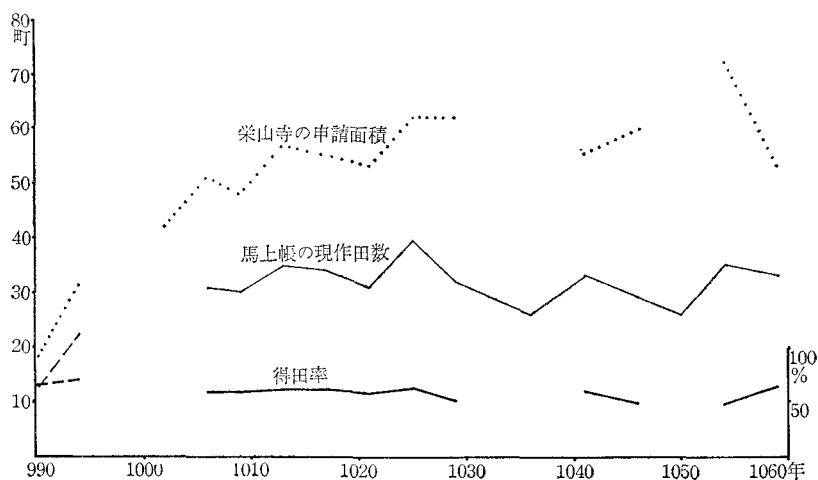


図8 栄山寺領の申請面積・現作田数・得田率の推移

からの引水による河南3条5里・里外北辺が0%・23.9%と低く、逆に谷池からの引水による里外東辺と河南3条6里が88.7%・92.3%と高い。立地条件と灌漑条件により、大きな差が生じることが判明する。具体的には、八幡川の湧水による早損と考えられよう。

1040年以降は様相が一変する。各耕地群ともに大きく変動している。1041年と1046年は、里外北辺のみが他の3者と傾向を異にする。1041年に得田率が11.5%と異状に低いのは、八幡川の井手から遠く、さらに水はけの良い段丘面上の端に位置しているためと考えられる。早損が原因であろう。一方、1046年は67.7%と高い。1041年の場合と全く逆の状況を想定できよう。

以上のように、各耕地群は大きな変動をくりかえし、きわめて不安定な状況を呈していた。それは主として灌漑条件に規定されていることであるとの想定に導かれる。むろん、用水の他に地力・労働力・生産手段そして今日では全く理解をこえる鹿・猪・猿・蝗などの獣虫害も考えておかねばなるまい。

図7には、同じ栄山寺領の十市郡・広瀬郡の得田率も示しておいた。大和盆地の中央部、曾我川東岸の自然堤防上に位置する、畠を主とする耕地群である。宇智郡の耕地群に比して、その安定性はきわだっており、1017年以後はほぼ50%以上の数値を示している。耕地群の立地条

件・灌漑条件とともに、水田と畠という地目の差による条件も考えておかねばならない。

最後に、栄山寺領全体の推移を図8に示し、まとめとしたい。ただし、数値がなお多少動く可能性があり、あくまで大まかな傾向を見るに留めておきたい。

990年から始まり、やや上下変動をおこないつつも、申請面積は確実に増大した。耕地面積の増大は、吉野川北岸においての積極的な開田による。上述の如く、各耕地群の変動はきわめて大きいのであるが、栄山寺領全体の得田率は1025年まで60%前後を推移している。1029年・1046年・1054年の3か年はほぼ50%である。

平安期の厳しい諸条件下において、国司の大半が檀越である南家藤原氏の人々に占められるという条件にも恵まれ、康静・聖円・実昭などの寺僧の勧農の下に、かなりの経営努力がなされていたと評価せねばなるまい。

おわりに

本稿は、岡田論文に導かれつつ、大和国栄山寺領を事例として、平安中期における開発とそれに伴う阡陌地割・条里坪付法・農業に関わる諸問題を検討したものである。より具体的な検討を試みたが、史料上の制約もあり、初期の目的を達成しえたかどうか甚だ心許無い。本稿で多少なりとも明らかにしえたことを以下に示し、

全体のまとめとする。

吉野川の南岸に位置する河南条里の地域では、高栗栖牧の停廃と相俟って、10世紀後半に第2の開発の波が押し寄せていた。段丘面上においては、既存の阡陌地割・用水路を北に延長する方法で開発がなされた。大和国衙は、この耕地群を里外北辺として位置付け、完結しない坪付を新たに付して、支配権の確立を図った。

一方、菖蒲谷においても、上流に灌漑用の谷池を築造し、栄山寺の勘出に対抗しつつ、開発の重い鋤をふり続け、田畠を拓き下ろしていった。

大和国衙と栄山寺の支配・指導の下、これら田畠の開発に従ったのは、栄山寺から土人と称された農民⁷³⁾であった。彼らは垣内と呼ばれる開発の拠点を形成し、日々の生活・生産を営んでいた。

平安中期という時点での、灌漑・地力などの厳しい条件のため、各耕地群の得田率の変動はきわめて著しく、立地条件・灌漑条件の差に大きく左右されていた。

しかし、国司の大半が檀越である南家藤原氏の人々で占められるという条件にも恵まれ、栄山寺領全体としては、聖門ら寺僧の勸農の下、かなりの経営努力がなされていたと考えねばならない。

平安期の農業の姿を真に捉えようとすればするほどに、『本福寺跡書』に記された「田作ニマサル重イ手ハナシ」の一文が、心に突き刺さる。
(東大寺学園高等学校)

〔付記〕

本稿は、昭和59年度歴史地理学会大会(於砺波市)において発表した内容に加筆・修正したものである。

大学院卒業の後、あたたかい励ましの御言葉と多くの御教示をいただいております菊地利夫先生・千葉徳爾先生・黒崎千晴先生ならびに大学院の先輩諸氏に厚く御礼申し上げます。

〔注〕

- 1) 戸田芳美「中世初期農業の一特質」『日本領主

制成立史の研究』岩波書店、1967、168～189頁。

同「農民の労働と意識」(稲垣・戸田編『日本民衆の歴史2・土一揆と内乱』三省堂、1975) 51～60頁、他。

- 2) 稲垣泰彦『日本中世社会史論』東京大学出版会、1981。同『日本中世の社会と民衆』三省堂、1984。

- 3) 木村茂光「中世成立期における畠作の性格と領有関係」日本史研究180、1977、1～40頁。同「大開墾時代の開発」(三浦圭一編『技術の社会史1、古代・中世の技術と社会』有斐閣、1982) 150～204頁。

- 4) 黒田日出男『日本中世開発史の研究』校倉書房、1984。

- 5) 詳細は、前掲4) 17～22頁に委ねたい。

- 6) 高重進『古代・中世の耕地と集落』大明堂、1975。

- 7) 金田章裕「平安期の和和盆地における条里地割内部の土地利用」史林61—3、1978、75～112頁。同「山科盆地における12世紀の土地利用と条里プラン」(野外歴史地理学研究所編『琵琶湖・淀川・大和川』大明堂、1983) 71～79頁。同「条里制施行地における島畑景観の形成」地理学評論49—4、1976、249～266頁、他。

- 8) 吉田敏弘「惣村の展開と土地利用」史林61—1、1978、122～149頁。同「中世村落の構造とその変容過程」史林66—3、1983、80～146頁。

- 9) 服部昌之『律令国家の歴史地理学的研究』大明堂、1983。特に「条里の分布・構成の基礎—阡陌・条里・条里制・条里地割—」(187～224頁)は、多くの斬新な知見に富み、学ぶべき点の多い論稿である。

- 10) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』東京大学出版会、1972、18～125頁。

- 11) 岡田隆夫「大和国宇智郡の条里をめぐって」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』下巻、吉川弘文館、1972) 550～585頁。同「栄山寺領の形成過程」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論集』下巻、吉川弘文館、1978) 395～454頁。栄山寺文書の史料批判に関しては、ほぼ全面的に本論文に依っている。他にも多くの教示をえた。

- 12) 栄山寺領研究の主要論文を列記する。福山敏男『栄山寺八角堂の研究』便利堂、1951、28～60頁。阿部猛「大和国栄山寺領」(『日本荘園成立史の研

- 究』雄山閣, 1960) 214~233頁。米田雄介「栄山寺領と南家藤原氏」日本歴史232, 1967, 30~53頁。
- 13) 古くは前山寺(さきやまでら)と称した。
- 14) 『平安遺文』2巻・451号。『五条市史』下巻, 823~827頁。
- 15) 福山敏男 前掲12) 34頁。
- 16) 『平安遺文』2巻・318号。
- 17) 『平安遺文』2巻・359号。
- 18) 前掲3)「中世成立期における畠作の性格と領有関係」3~8頁。
- 19) 前掲7)「平安期の大和盆地における条里地割内部の土地利用」94~95頁。
- 20) 前掲11)「大和国宇智郡の条里をめぐって」付図。
- 21) 前掲11)「栄山寺領の形成過程」431頁。
- 22) きわめて示唆に富む里名である。
- 23) 千田稔「古代大和国の郡家と交通路」(織田武雄先生退官記念会編『人文地理学論叢』柳原書店, 1971) 577~590頁。
- 24) 同「ミヤケの地理的実態」史林58-4, 1975, 1~37頁。
- 25) 『平安遺文』6巻・2940号。
- 26) 岸俊男「郡郷と条里」(『五条市史』上巻, 1958) 297~303頁。
- 27) 『五条市史』下巻・926頁。
- 28) 同 930頁。
- 29) 同 932頁。
- 30) 拙稿「讃岐国における条里呼称法の整備過程」歴史地理学120, 1983, 15~28頁。
- 31) 『平安遺文』2巻・318号。
- 32) 前掲11)「大和国宇智郡の条里をめぐって」583頁・注(12)
- 33) 泉谷康夫先生の御教示による。
- 34) 牧と栗林の関連については、次の論文を参照のこと。前掲3)「大開墾時代の開発」158~159頁。
- 35) 『大日本古文書』4巻・31頁。
- 36) 西岡虎之助『荘園史の研究』上巻, 岩波書店, 1953, 313~314頁。
- 37) 『続日本紀』巻一, 文武四年三月丙寅の条。
- 38) 『令義解』軍防令, 添上団・高市団の現地比定に関しては、後考に俟ちたい。
- 39) 岡田は他の要因として、窯群の存在をも述べている。前掲11)「栄山寺領の形成過程」452頁・注(32)。これに関しては、次を参照のこと。関川尚功「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館・速報展示解説, 大和の瓦窯」1979。
- 40) 条里制に基づく阡陌地割施行地域の縁辺部の地名に関して本格的に論じたものは、武藤直「条里施行域縁辺部の地名について」人文地理15-3, 1963, 96~109頁のみである。摂津国を事例として、「次取」地名を詳細に分析している。「里外」も含めて、縁辺部の地名を全面的に検討する必要がある。
- 41) 都城においても、平城京のいわゆる「外京」が左京3条6坊12坪と正規の左京域内であったのに対し、右京の「北辺坊」は「右京1条北辺2坊3坪」(『平安遺文』10巻・7398号)と称されていた。
- 42) 10坪については判断の決め手を欠く。また、康平2年(1059)の牒にのみ24坪1段と見えるが、14坪の改作と考えられる。さらに、長和2年(1013)の牒に17坪3段と記すが、治安1年(1021)の牒には河南3条5里17坪9段^{7段}_{残山}と見える。
- 43) 現在、菖蒲谷池より上流の耕地群の小字名は「菖蒲谷」、下流は「南山田」である。
- 44) 『平安遺文』2巻・341号。
- 45) 河南3条5里の1坪・2坪・11坪・14坪は、すべて里外北辺の1坪・2坪・11坪・14坪であり、本稿に引用の河南3条5里内勝幸垣内の表記も誤まりである。
- 46) 最近の垣内に関する研究動向は、水野章二「平安期の垣内」史林65-3, 1983, 31~76頁を参照のこと。
- 47) 前掲1)『日本領主制成立史の研究』362頁。
- 48) 池に関する地名として、「池心」は特異な、魅力ある地名である。管見の限りでは、他に『日本書紀』に見える孝昭天皇の「池心宮」、大山庄の「池心田」、そして大和国平群郡坂戸郷の「池心」の存在を知るのみである。
- 49) 『平安遺文』2巻・478号。
- 50) 同 333号。
- 51) 『五条市史』上巻・345頁。
- 52) 奈良盆地の皿池に関しては、拙稿「奈良盆地における阡陌地割内の皿池の成立時期について」奈良県高等学校地理教育研究会紀要20号, 1983, 23~32頁を参照されたい。
- 53) 今日では、大ノ井手で八幡川から取水した後、湯水期には残りの半分を上ノ井手で取水する。そ

- して、その残りを上ノ井手と下ノ井手にて取水する。
- 54) 『平安遺文』 2 巻・321号。
- 55) 同 327号。
- 56) 『続日本紀』神護景雲三年四月乙巳の条。
- 57) 『平安遺文』 3 巻672号。
- 58) 同 4 巻・1668号・1768号。
- 59) 『鎌倉遺文』 4 巻・2453号。
- 60) 小林昌二「律令国家成立期の未墾地支配と開発政策の視点」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上, 塙書房, 1984) 327~343頁。
- 61) 大石直正「平安時代の郡・郷の収納所・検田所について」(『日本古代・中世史の地方的展開』1973) 122~153頁。
- 62) 『寧楽遺文』中巻・703頁。
- 63) 『大日本古文書』 5 巻・617頁。
- 64) 『平安遺文』 1 巻・58号他。
- 65) 同 1 巻・77号他。
- 66) 同 10巻・補79号他。
- 67) 同 7 巻・3097号他。
- 68) 同 1 巻・74号他。
- 69) 同 4 巻・1214号。
- 70) 前掲11)「栄山寺領の形成過程」398~407 頁の表に依るところが大きい。
- 71) 『平安遺文』 2 巻・443号。
- 72) 図中の申請面積は各牒の申請の合計であり、現作面積は馬上帳に依る国司免判の数値である。特に、栄山寺の申請には改作・追筆が多く、なお多少の数値の変動が予想される。
- 73) 栄山寺文書で田堵名が記されているのは、承暦3年(1079)の「安清」のみである。(『平安遺文』 3 巻・1167号)
- 74) 笠原・井上校注『日本思想大系 蓮如・一向一揆』岩波書店, 1972, 231頁。

Some Phrases of the Grid Pattern Land Division
System and the *Jori* Nomenclature System, and Agriculture

in the Mid-Heian Period in the Case of the Eisanji
Temple Domains in Ka'nan-jori, Uchi-gun, Yamato-no-kuni

Toshikazu ITO

The writer examines the records pertaining to the territory of Eisanji temple, and reports on paddy field development procedures therewith, together with the grid pattern land division system, the *jori* nomenclature system and other matters concerning agriculture. The findings are as follows :

The second wave of the developments involving the paddy field swept over the Ka'nan-jori area on the south side of the Yoshino River in the latter half of the tenth century. These developments were in part brought about by the abolishing of the usage, as a pasture, of the Kokurusuno-maki pasture. The river terrace was developed by extending the existing grid pattern and irrigation ditches northwards. Hoping to consolidate their domination of these newly-developed areas, the Yamato *kokuga*, a local government office which classified these areas as *rigai* or areas extending beyond the limits of already existing *jori* areas, applied an open-ended nomenclature system to the newly-developed areas.

The village people in Shobudani (Shobu valley) pursued development activities, which were subject to inspection by Eisanji, building an irrigation pond at the upper part of the valley. *Dojin*, as the farmers were called by the temple, engaged in the development of the paddy fields under the control and guidance of the Yamato local government and Eisanji, and in a productive life based on an activity centre referred to as *kaito*.

The difficult geographical and irrigational conditions in the mid-Heian period caused the degree of utilisation of the land to undergo great variations year by year, in every land group. The writer concludes that the great efforts exerted by Seien and other priests were responsible for the successful management of the Eisanji domains as a whole. The conditions under which they worked were favourable in that the majority of the governors of this province were all members of the southern branch of the Fujiwara family whose members were all supporters of Eisanji temple.